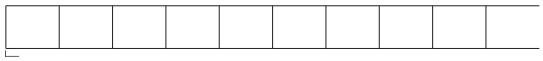
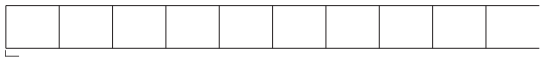
別表第九第一の表中



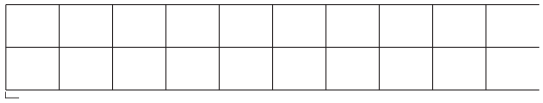
を



に改め、同表第二及び第三の表中



を



に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

3　前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、新規則第十五条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

二　平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

三　平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。